フィールド周波数		60／1.001Hz			
画面の横と縦の比		16：9	16：9	16：9	16：9
1走査線当たりの有効標本化数	輝度信号	1920	1920	3840	7680
	色差信号	960	960	1920	3840

同表の次に次の1表を加える。

別表第七十一号　映像信号の各パラメータ（第81条の2第4項第2号関係）

有効走査線数		1080本	1080本	2160本
走査方式		1本おき	順次	順次
フレーム周波数		30／1.001Hz 30Hz	60／1.001Hz 60Hz	60／1.001Hz 60Hz 120／1.001Hz 120Hz
フィールド周波数		60／1.001Hz		
画面の横と縦の比		16：9	16：9	16：9
1走査線当たりの有効標本化数	輝度信号	1920	1920	3840
	色差信号	960	960	1920

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百三十六条第二項の規定に基づき、衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

衛星一般放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令

衛星一般放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、第二十三条第二項から第四項まで及び第六十九条から第七十四条」を「及び第六十九条から第七十五条」に「、第二十三条、第六十九条、第七十四条及び第七十九条から第八十一条」を「及び第七十九条から第八十二条」に改め、同条第二号中「、第十七条、第二十三条及び第五十二条から第五十五条」を「及び第五十二条から五十六条」に「、第十七条、第二十四条の五第二項、第五十一条、第五十八条から第六十一条まで、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条、第六十四条並びに第六十五条第一項」を「、第五十八条から第六十六条」に改める。

第四条第四項第三号中「伝送速度」を「通信速度」に改める。

別図第一を次のように改める。

別図第二　水平走査の繰返し周波数及び標本化周波数の許容偏差（第4条第1項第2号、第4条第2項第2号、第4条第3項第2号及び第4条第4項第2号関係）

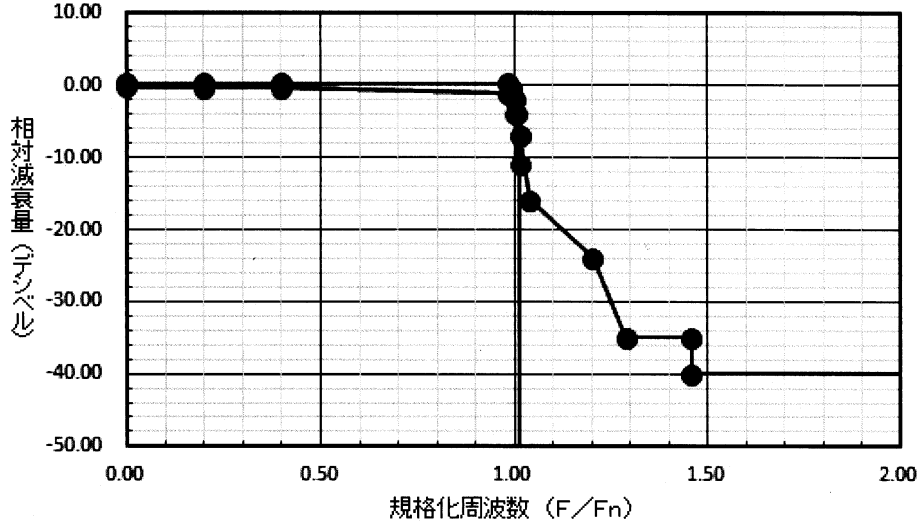
区別		許容偏差（百万分率）						
有効走査線数（注1）		480本		720本	1080本		2160本	4320本（注2）
走査方式		1本おき	順次	順次	1本おき	順次	順次	順次
水平走査の繰返し周波数 f_H		15.750／1.001kHz ±3	31.500／1.001kHz ±3	45.000／1.001kHz ±10	33.750／1.001kHz ±10	67.500／1.001kHz ±10		
標本化周波数	輝度信号	13.5MHz ±3	27MHz ±3	74.25／1.001MHz ±10		148.5／1.001MHz ±10		
	色差信号	6.75MHz ±3	13.5MHz ±3	37.125／1.001MHz ±10		74.25／1.001MHz ±10		

注1　この表において「有効走査線数」とは電波法施行規則第2条第1項第28号の3に規定する有効走査線数をいう。

2　高度広帯域伝送方式の場合に限る。

別図第八を次のように改める。

別図第八　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第4条第4項第4号関係）



注　Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。